

# 役員報酬及び

## 役員慰労金規定

社会福祉法人 光久福社会

(総則)

第1条 当法人の理事、監事、評議員（以下役員という）及び評議員選任・解任委員に対する報酬・慰労金については本規則による。

(支給)

第2条 役員及び評議員選任・解任委員に対して、当法人職員である場合を除き次の各号の報酬・慰労金を支給する。

- 1, 月額報酬は無報酬とする。
- 2, 役員会又は評議員選任・解任委員会に出席の場合、報酬として源泉税を控除した1万円を支給する。
- 3, 役員が業務(採用試験等)のため法人の保育園等に出勤するときは、交通費として源泉税を控除した5千円を支給する。
- 4, 役員が退職したとき、理事会の議決を経て退職慰労金を決定、支給することができる。

(退職慰労金基準額)

第3条 退職した役員に支払う退職慰労金は、次の各項目をそれぞれ乗じた額を基準額とする。

- 1, 退任時最終月額報酬（無償であるが、算定には1万円を乗じる。）
- 2, 役員在任期間任期数（当法人職員と兼務の場合は、退職共済加入期間は除く。）
- 3, 役位別倍率は、理事長が5.0、理事・監事は2.0、評議員は1.0とする。

特に功績顕著と認められる役員に対しては、理事会の決議に従い、功績慰労金として基準額の30%を超えない額を加算することができる。

(退職慰労金における在任期間)

第4条 役員在任期間は次の期間の一期2年を単位とした期間とする。

- 1, 役員がその任期中に死亡した場合、やむを得ない理由により退職したときは、任期中の残存期間を任期期間に加算することができる。
- 2, 平成29年度より、役員在任期間は計算する。

(死亡退職の場合)

第5条 役員任期中に死亡した時は、退職慰労金及び慶弔規定の弔慰金を遺族に支給する。遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のない場合には、子・父母・孫・祖父・祖母・兄弟姉妹の

順位とし、当該者が複数いるときは代表者に支給するものとする。

(特別減額)

第6条 退任役員のうち在任中に重大な損害を法人に与えた者に対しては、理事会の決議に従い、退職慰労金を減額、または支給しない

(支給時期)

第7条 退職慰労金と功績慰労金については、理事会の決議により効力を有し、支給時期は原則とし、理事会の決議または承認後10日以内とする。

(規定の改正)

第8条 この規定は評議員会の決議をもって改定することができる。

(施行日)

第9条 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年7月1日から改定する。

退職慰労金については、改定後に退職または在任中に死亡する役員に対して適用するものであり、すでに理事会において決議を得て前役員に対して支払った退職慰労金についての差額は支給しない。